

6 福薬業発第 3 9 3 号
令和 6 年 1 2 月 1 0 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 永嶋 友洋

**令和 6 年度における「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等
助成事業」の実施について（再周知依頼）**

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年度における「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業」の実施については、令和 6 年 1 0 月 9 日付け、6 福薬業発第 3 0 7 号にてお知らせしたところですが、今般、助成金の申請対象について、「令和 6 年 3 月 2 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までに改修を行った」という改修時期に関する要件を撤廃したとのことです。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へご周知いただきますようお願い申し上げます。

記

○ 医療機関等向け総合ポータルサイト

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=oqs_csm_top

1. 申請受付開始時期

令和 6 年 1 2 月 1 1 日（水）から開始

2. 申請期限

当分の間

※具体的な期日については、連絡が届き次第追ってお知らせいたします

3. 助成金申請対象医療機関等

申請時において医療扶助のオンライン資格確認導入に伴うレセコン等の改修を行った病院、診療所、薬局

以上

日 薬 業 発 第 323 号
令 和 6 年 12 月 6 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

令和6年度における「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等
助成事業」の実施について（再周知依頼）

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省社会・援護局保護課より、別添のとおり連絡がありました。

令和6年度における「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業」の実施については、令和6年10月8日付け、日薬業発第257号にてお知らせしたところですが、今般、助成金の申請対象について、「令和6年3月2日から令和6年3月31日までに改修を行った」という改修時期に関する要件を撤廃したとのことです。

要件撤廃後の申請受付は、令和6年12月11日（水）から開始予定であり、こちらの内容につきましては、近日中に医療機関等向け総合ポータルサイトにも掲載予定とのことです。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

○ 医療機関等向け総合ポータルサイト

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=oqs_csm_top

事 務 連 絡
令和 6 年 1 2 月 4 日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省社会・援護局保護課

令和 6 年度における「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等
助成事業」の実施について（再周知依頼）

平素より、生活保護行政の推進につき格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当課におきましては、医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた環境整備を推進していくため、医療機関等におけるレセコン等に係る改修費用等の助成を行う「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業」を実施しているところですが、本年度分につきましては、11 月 5 日（火）より、まずは令和 6 年 3 月 2 日から令和 6 年 3 月 31 日までに改修を行った医療機関等であることを要件に実施しており、貴会には周知にご協力をいただいているところです。

今般、申請状況等諸般の状況に鑑み、当該要件を撤廃し、下記のとおり実施することとしております。

つきましては、本事業の実施について、改めて貴会会員への周知にご協力を賜りますよう、お願いいたします。

記

1. 申請受付開始時期

令和 6 年 12 月 11 日（水）から開始

2. 申請期限

当分の間

※ 具体的な期日については、追ってお示しいたします。

3. 助成金申請対象医療機関等

申請時において医療扶助のオンライン資格確認導入に伴うレセコン等の改修を行った病院、診療所、薬局

- ※ 1の申請受付開始時期以降、「令和6年3月2日から令和6年3月31日までに改修を行った」という改修時期に関する要件を撤廃。
- ※ 申請時に、改修に係る領収書・（必要に応じて）領収書内訳書が必要となりますので、ご準備できた段階で医療機関向け総合ポータルサイトより申請下さい。

4. その他のお知らせ

12月5日（木）から12月10日（火）までの間、オンライン請求用端末を利用してオンライン請求システムにアクセスした際のポップアップにおいて、「令和6年度の補助金申請は、令和6年3月2日から令和6年3月31日までにシステム改修を実施した医療機関等の申請を先行して受付しています」とのお知らせとともに、申請期限が令和7年2月1日である旨記載されていますが、12月11日（水）以降は1から3までのとおりの取扱いに変更するものです。

【照会先】 厚生労働省社会・援護局 保護課 保護事業室 TEL：03-5253-1111（内線 2829）
--